

米沢市里帰り等の妊婦健康診査費用助成について

米沢市の妊婦健康診査受診票は、山形県外の医療機関で使用することができません。
 里帰り等により山形県外の医療機関等で受診した際は、後日申請いただくことで、妊婦健康診査費用の助成を受けることができます。下記をお読みになり、手続きをしてください。

<対象者>

里帰り等により、山形県外の医療機関等で妊婦健康診査を受診した方
 ※受診時に米沢市内に住所があること、米沢市から妊婦健康診査受診票の交付を受けていること、
 が条件です。

<助成対象となる健診内容>

- | | | |
|--------------|----------------------------|------------------------|
| ・妊婦一般健康診査 | 山形県内の医療機関で受診した分を含めて 14 回まで | } 妊婦一般健康診査と同日実施した場合に対象 |
| ・HTLV-1 抗体検査 | 1 回 | |
| ・性器クラミジア抗原検査 | 1 回 | |
| ・子宮頸がん検診 | 1 回 | |

※いずれも、**妊婦健康診査受診票に明記している公費負担上限額が助成の上限**となります。
 ※母子健康手帳「妊娠中の経過」のページに、妊婦健康診査を受けた日付や血圧測定などの結果、
 血液検査を受けた日とその検査結果を記載してもらってください。

<申請方法>

助成対象となる妊婦健康診査をすべて受診した後に、下記の書類をそえて申請してください。
 来所する方はご本人以外（家族等）でも構いません。

<申請期限>

出産した日から数えて6か月が経過した日が属する月の末日
 (例) 4/15 に出産した場合 → 10/31 までに申請。



<申請に必要な書類> ※印は該当する場合のみ

	備考
1 医療機関の領収書と診療明細書（原本）	レシートは領収書代わりになりません。
2 未使用の米沢市妊婦健康診査受診票	
3 母子健康手帳	
4 妊婦名義の振込口座の手帳	旧姓の通帳は使用できません。
5 米沢市里帰り等の妊婦健康診査助成金交付申請書	妊婦本人が記入してください。
6 委任状※	振込口座が妊婦名義でない場合のみ。
7 妊婦健康診査領収証明書（専用様式）※	国外の医療機関等で妊婦健診を受診された場合のみ。妊婦健診1回につき1枚ずつ交付。

<申請先>

米沢市健康課 事務室（すこやかセンター内 2階）
 受付時間 月～金曜（休日を除く） 8：30～17：15

<その他>

- ・国外の医療機関等で妊婦健診を受診される場合、主治医が記入する「妊婦健診領収証明書（専用様式あり）」も提出していただく必要がありますので、事前にお問い合わせください。
- ・申請書等は、市のホームページ（<http://www.city.yonezawa.yamagata.jp>）からダウンロードすることも可能です。

担当 米沢市健康課 母子保健担当（すこやかセンター内）
 TEL 0238-24-8181 FAX 0238-24-5050